

安房総合支援プラットフォーム（たてしんまるごと安心相談プラザ）
ワークスペースの利用に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、館山信用金庫（以下、「当金庫」という。）が運営する、安房総合支援プラットフォーム（たてしんまるごと安心相談プラザ）内のワークスペース（以下、「当施設」という。）を利用者が円滑かつ適正に利用するにあたり遵守すべき事項を定めるものとする。

（本規約の遵守等）

第2条 当施設の利用者は、本規約を遵守しなければならない。

（当施設の利用等）

第3条 当施設の利用時間は、当金庫営業日の午前9時30分から16時30分まで（土日祝・年末年始を除く）とする。

- 2 当施設の利用にあたって、利用者は、別紙「たてしんまるごと安心相談プラザ コワーキングエリア等利用受付表」に必要事項を記入の上、窓口に提出するものとする。
- 3 当施設の利用料は無料とする。

（当施設におけるインターネット環境の利用）

第4条 当金庫は利用者に対し、当施設においてインターネット接続を可能とする環境を無料で提供するものとする。

- 2 利用者が当施設の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、次の各号のトラブル等については、当金庫は一切の責任を負わないものとする。
 - （1） インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - （2） インターネット上のエラーや不具合
 - （3） インターネットの利用不能により生じた損害
 - （4） インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - （5） インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
 - （6） その他前各号に関連するトラブル等
- 3 当金庫は、業務上必要であると認める場合またはやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境の提供を一時停止することがある。
- 4 当金庫が利用者に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができず、これにより利用者に損害が生じた場合でも、利用者に対してその損害は賠償しない。

（コピー機の利用）

第5条 利用者は、当金庫が当施設内に設置するコピー機を、当金庫が定める方法に従い利

用することができる。

- 2 利用者は、コピー機を利用する場合、当金庫が定めるコピー機利用料を支払うものとする。
- 3 利用者は、故意、過失によりコピー機を毀損、汚損、紛失した場合、当金庫に対しその損害を賠償しなければならない。
- 4 利用者がコピー機を利用するにあたり、利用者の操作ミス、コピー機の利用不能、故障、その他当金庫の責によらずコピー機が利用できなかったことに起因し、利用者に損害が生じた場合でも、当金庫は利用者に対してその損害を賠償しない。

(備品等の利用)

第6条 利用者は、当金庫が当施設内に設置する、机・椅子・モニター等の備品（以下「備品等」という。）を無料で利用できるものとする。

- 2 利用者は、故意、過失により備品等を毀損、汚損、紛失した場合、当金庫に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 利用者が備品等を利用するにあたり、利用者の操作ミス、備品等の利用不能、故障、その他当金庫の責によらず備品等が利用できなかったことに起因し、利用者に損害が生じた場合でも、当金庫は利用者に対してその損害を賠償しない。

(ミーティングルームの利用)

第7条 利用者は、打合せ等必要に応じてミーティングルームを利用することができるものとする。

- 2 ミーティングルームは当金庫が当金庫の業務上必要な場合に利用することができるものとする。

(パンフレットスタンドの利用)

第8条 当金庫が当施設内に設置するパンフレットスタンドの利用者は次の各号に定める者とする。

- (1) 安房総合支援プラットフォームに係る連携先
- (2) 当金庫の取引先
- (3) 当金庫が協賛または共催若しくは後援する事業等の主催者等
- (4) その他理事長が特に必要と認めた者

(禁止行為)

第9条 当金庫は、利用者が当施設を利用するにあたり、本規約、諸規程及び次の各号に定める一つの事項に違反した場合には、当該施設からの退去を求めることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼしていると当金庫が認めた場合
- (2) 当施設またはその周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、当金庫、他の利用者および第三者に不安を覚えさせること

- (3) 当施設内への音、振動、臭気等を発し、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある物品等の持ち込み
 - (4) 当施設内での喫煙及び飲食（ノンアルコール飲料を除く）
 - (5) 当施設の供用部分を占有または物品を置くこと
 - (6) 当施設内において当金庫の事前の承諾を得ることなく営業行為、宗教活動および政治活動を行うこと
 - (7) 情報商材の販売にかかわる事業を行うこと
 - (8) 性風俗等公序良俗に反する事業を行うこと
 - (9) マルチ商法及びそれに類する事業を行うこと
 - (10) 賭博及びギャンブルに関連する事業を行うこと
 - (11) 当金庫及び当施設の名誉または信用を傷つけること
 - (12) 当施設内に居住または宿泊すること
 - (13) その他、当金庫が不適切と判断する行為または事業を行うこと
- 2 前項各号に定めがない場合においても本施設の利用に際し、当金庫またはその他の利用者に対する迷惑行為があると当金庫が判断した場合に、違反の是正を求めたにもかかわらず、相当期間内に当該利用者がその違反を是正しない場合には、当金庫は当施設からの退去を求めることができる。

(免責)

- 第10条 当金庫は、当施設の運営に関して、故意または重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとする。
- 2 天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、通信回線の事故、当施設内での怪我、その他当金庫の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、当施設の業務が停止し、利用ができなくなったことにより利用者に損害が生じた場合でも、当金庫はその一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

- 第11条 利用者は、本サービスの利用に際し、もっぱら自己の責任に帰すべき事由により当金庫及び他の利用者に損害を与えた場合には、自らの費用と責任においてその損害を全額賠償するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 当金庫は、利用者自ら及び同伴者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者と認められた場合は、当施設の利用を認めないものとする。

(当施設の利用の休止)

- 第13条 当金庫は次の各号に該当する場合には、利用者に通知することなく当施設の全部または一部の利用を休止することができる。

- (1) 設備の不具合により、十分な利用ができないと当金庫が判断した場合
- (2) 当施設及び当施設が存する建物の定期点検等が実施される場合
- (3) 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事の施工上やむを得ない場合
- (4) 火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当金庫の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本施設の利用ができなくなった場合
- (5) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- (6) その他、当金庫が運営上休止する必要があると認めた場合

2 前項の規程により、当金庫が当施設の利用を休止する場合、利用者は当施設の利用の継続及び停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとする。

(当施設の利用の終了)

第14条 当金庫は、利用者に対し、事前に通知することによって、当施設の利用の全部または一部を終了することができる。

2 前項の規程により、当金庫が当施設の利用を休止する場合、利用者は当施設の利用の継続及び停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとする。

(個人情報)

第15条 当金庫は、当施設の利用等を通じて当金庫が知り得た利用者の個人情報(以下「個人情報」という。)について、個人情報の保護に関する法律およびその他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当金庫は利用者の個人情報を第三者に開示することがある。

- (1) 利用者または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- (2) 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
- (3) 当金庫が当施設の運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

(その他)

第16条 当施設内での利用者の物品(以下「私物」という。)の管理は、利用者自身の判断と責任の下で行うものとし、当金庫は当該私物について、紛失、盗難及び毀損等に関して一切の責任を負わないものとする。

2 当金庫は、当施設内に残置されたままの私物について、当金庫の裁量で任意の方法により処分することができるものとする。

(協議事項)

第17条 本規約の解釈に疑義が生じ、または本規約に定めのない事由が生じた場合は、当

金庫及び利用者は、誠実に協議の上解決するものとする。

附 則

1 本規約は令和5年1月11日より施行する